三十六　ＰＤ　自己資本比率告示第一条第四十三号に規定するＰＤをいう。
三十七　金融商品　金融資産、金融負債及びデリバティブ取引等に係る契約を総称したものをいう。
三十八　住宅ローン債権　債務者が自己居住目的又は賃貸に供する目的で土地又は住宅を購入する際に必要とする資金の貸付けに係る債権をいう。
三十九　資産証券化商品等　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品及び同号ヘ又はトに掲げる要件を満たすもの並びにこれらに準ずる性質を有する金融商品をいう。
四十　住宅ローン担保証券　資産証券化商品等であって、住宅ローン債権を原資産（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イ⑴に規定する原資産をいう。）とするものその他これに類するものをいう。
四十一　預金等　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等その他これに類するもの（譲渡性預金に該当するものを除く。）をいう。
四十二　リテール預金　個人（個人事業者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第二項に規定する事業者である個人をいう。次号において同じ。）を除く。以下同じ。）から受け入れた預金等をいう。
四十三　事業法人等　法人、個人事業者その他これらに準ずるもの（法人でない社団又は財団を含み、金融機関等に該当するものを除く。）をいう。
四十四　中小企業等　商工組合中央金庫に預け入れた預金等の額の合計額が一億円未満であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業法人等をいう。
イ　商工組合中央金庫又は連結子法人等が当該事業法人等に対して信用供与等（資金の貸付け、社債の引受け、デリバティブ取引等その他の方法による信用供与又は出資をいう。以下この号において同じ。）を行っており、かつ、当該信用供与等が、次の⑴又は⑵に掲げる場合に応じ、当該⑴又は⑵に定めるものに該当するものであること。
⑴　商工組合中央金庫が内部格付手法を採用している場合　自己資本比率告示第四十五条第一項号に規定するその他リテール向けエクスポージャー
⑵　商工組合中央金庫が標準的手法を採用している場合　自己資本比率告示第四十五条第一項の中小企業等向けエクスポージャー（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）
ロ　商工組合中央金庫又は連結子法人等が当該事業法人等に対して信用供与等を行っておらず、かつ、当該事業法人等から受け入れた預金等が、当該預金等と同様の性質を有する預金等と一括して管理されていること。
四十五　中小企業等預金　中小企業等から受け入れた預金等をいう。
四十六　負債性有価証券　社債券その他の金銭債権が表示された有価証券であって、次のいずれかに該当するものをいう。
イ　基準日から三十日を経過する日までの間に債務の弁済又は義務の履行（ロ及び第五十五号において「債務の弁済等」という。）の日が到来するもの
ロ　債務の弁済等の日の定めがないものであって、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行った場合に、基準日から三十日を経過する日までの間に債務者が当該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの
ハ　商工組合中央金庫又は連結子法人等が任意に期限前弁済等（期限前弁済（期限のないものについての弁済を含む。）又は期限前償還（期限のないものについての償還を含む。）をいう。以下ハ及び第五十五号ハにおいて同じ。）を行うことができるもののうち、基準日から三十日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの
四十七　リテール負債性有価証券　負債性有価証券であって、取得及び保有できる者が個人又は中小企業等に限定されるものをいう。
四十八　リテール無担保資金調達　リテール預金、中小企業等預金又はリテール負債性有価証券による資金の調達をいう。
四十九　預金保護　保険金の支払、預金等債権の買取り、資金の援助、政府による保証その他の方法による預金等の保護をいう。
五十　預金保険制度　預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施する制度又は預金等を受け入れる金融機関等が預金等の払戻しを停止した場合に預金保護を行う外国の制度をいう。
五十一　安定的定期預金　商工組合中央金庫が受け入れている預金等であって、次のいずれかに該当するものをいう。
イ　基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が三十日を超えるものであって、次のいずれかに該当するもの
⑴　基準日から三十日を経過する日までの間において、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等（預金者その他の預金等に係る債権者をいう。以下この号及び第二十条において同じ。）が当該預金等の払戻しを請求することができないもの（当該期間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）
⑵　当該預金等に係る契約において、預金者等が当該預金等の全部又は一部を解約しようとする場合に、当該全部又は一部の解約により預金者等に生じる損失を著しく上回る額の手数料、違約金その他これらに類するものの支払が求められるもの
ロ　預入期間の定めがなく、かつ、当該預金等の払戻しを行う日から一定期間（⑴において「通知期間」という。）前までに預金者等から払戻しの請求を行った場合に限り商工組合中央金庫が当該請求に応じることが当該預金等に係る契約に定められているものであって、次のいずれかに該当するもの
⑴　通知期間が三十日を超える預金等であって、通知期間より前に預金者等が預金等の払戻しの請求を行わない限り、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等が当該預金等の払戻しを受けることができないもの（法令の規定又は当該預金等に係る契約の定めにかかわらず、預金者等が預金等の払戻しの請求を行った日から三十日を経過する日までの間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）
⑵　イ⑵に掲げるもの
五十二　リテール安定的定期預金　リテール預金のうち安定的定期預金に該当するものをいう。
五十三　中小企業等安定的定期預金　中小企業等預金のうち安定的定期預金に該当するものをいう。
五十四　ホールセール資金調達　個人又は中小企業等以外の主体に対する債務若しくは義務（デリバティブ取引等に関する義務を除く。）又は負債性有価証券を除く。）による資金の調達をいう。
五十五　ホールセール無担保資金調達　ホールセール資金調達のうち次のいずれかに該当するもの（レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に該当するものを除く。）をいう。
イ　基準日から三十日を経過する日までの間に債務の弁済等の日が到来するもの
ロ　債務の弁済等の日の定めがないものであって、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行った場合に、基準日から三十日を経過する日までの間に債務者が当該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの
ハ　商工組合中央金庫又は連結子法人等が任意に期限前弁済等を行うことができるもののうち、基準日から三十日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの
五十六　コルレス銀行業務　他の金融機関等から受け入れた預金等について、外国為替取引の決済のための支払等を行う業務をいう。
五十七　ファンド　金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出をした金銭を充てて行う事業を営む事業体その他これに準ずる外国の者を含む。）をいう。
五十八　プライム・ブローカレッジ業務　大規模な資金の運用を行う取引相手方（ファンドを含む。）との間で資金及び有価証券の貸借及び決済その他の取引を包括的に行う業務をいう。